

議事日程 (第 4 号)

平成27年 3 月 20 日 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
- 日程第 3 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 6 承認第 1 号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1 号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 7 号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6 号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 12 号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について
- 日程第 16 議案第 13 号 訴えの提起について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 2 7 年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 2 7 年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 2 7 年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

- 日程第20 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第22 議案第23号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 同意第5号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第24 議案第24号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第26 発議第1号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について
- 日程第28 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会、議会報発行特別委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 承認第1号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について
- 日程第16 議案第13号 訴えの提起について
- 日程第17 議案第18号 平成27年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第18 議案第19号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第22 議案第23号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 同意第5号 大刀洗町副町長の選任について
- 日程第24 議案第24号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第25号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第26 発議第1号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について
- 日程第28 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会、議会報発行特別委員会）
-

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 平田 信將 | 2番  | 黒木 徳勝 |
| 3番  | 後藤 晴一 | 4番  | 平山 賢治 |
| 5番  | 山田 英敏 | 6番  | 林 威範  |
| 7番  | 安丸眞一郎 | 8番  | 花等 順子 |
| 9番  | 平田 一成 | 10番 | 森田 勝典 |
| 11番 | 山内 剛  | 12番 | 長野 正明 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |       |          |       |       |
|--------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 町長     | …………… | 安丸 国勝 | 副町長      | …………… | 佐藤 嘉洋 |
| 教育長    | …………… | 倉鍵 君明 | 総務課長     | …………… | 山本 浩  |
| 税務課長   | …………… | 渡邊 康弘 | 健康福祉課長   | …………… | 川原 久明 |
| 地域振興課長 | …………… | 平田 栄一 | 地域振興課企画監 | …………… | 久次 桂二 |
| 産業課長   | …………… | 矢野 孝一 | 建設課長     | …………… | 重松 俊一 |
| 子ども課長  | …………… | 大浦 克司 | 会計課長     | …………… | 今村 敏則 |
| 生涯学習課長 | …………… | 森田 正道 | 住民課長     | …………… | 須山りつ子 |
| 総務課企画監 | …………… | 高良 朝子 | 総務係長     | …………… | 田中 豊和 |
| 財政係長   | …………… | 早川 正一 | 監査委員     | …………… | 棚町 和幸 |

---

開議 午前9時30分

○議長（長野 正明） おはようございます。ただいまから平成27年第22回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第1、諸報告を行います。議会運営委員会、平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の平田でございます。議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成27年3月18日午後1時10分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から山本総務課長の出席を得て協議をいたしました。

議事日程表をご覧いただきたいと思います。議会運営委員会で協議の結果、人事案件3件と議員発議2件を追加することに決定いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（長野 正明） これで諸報告を終わります。

---

### 日程第2. 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（長野 正明） 日程第2、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分事項の報告についてを終わります。

---

### 日程第3. 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第3、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討

論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

---

#### 日程第4. 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（長野 正明） 日程第4、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

---

#### 日程第5. 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（長野 正明） 日程第5、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、同意第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第 6. 承認第 1 号 大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（長野 正明） 日程第 6、承認第 1 号大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号大刀洗町社会福祉会館設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

**日程第 7. 議案第 1 号 大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第 7、議案第 1 号大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号大刀洗町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。



. . .

日程第 8. 議案第 2 号 大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に  
ついて

○議長（長野 正明） 日程第 8、議案第 2 号大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。4 番、平山議員。

○議員（4 番 平山 賢治） おはようございます。4 番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論をいたします。

今回の条例案につきましては、教育制度をどうするかということが非常に大きく問われている重大な問題だろうと思います。教育は子供の成長、発達のための文化的な営みであります。教員と子供との人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。

何をどう教えるかは関係する学問や教育学に基づく必要があります。だからこそ、憲法のもとでは政治権力による教育内容への介入、支配は厳しく戒められています。

政府は、教育委員会制度を変えるための法案を成立させました。その内容は、教育行政の責任の明確化と称して教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものであります。

一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われます。これでは教育委員会を首長任命の教育長の支配下に置き、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。

改定法は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものであり、断じて容認ができません。

また、この関連法に基づく条例改正も容認できませんので、関連条例案について反対を申し上げるものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号大刀洗町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 9. 議案第 3 号 大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第 9、議案第 3 号大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号大刀洗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 10. 議案第 4 号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第 10、議案第 4 号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1 日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 11. 議案第 5 号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の**

### 一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第5号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第12. 議案第7号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第13. 議案第6号 大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号大刀洗町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第14. 議案第10号 大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第10号大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

本条例案の提案理由は、子ども子育て支援法、いわゆる子育て新制度の整備に基づくものでありまして、この制度による保育時間の細分化や保育施設の条件緩和、保護者負担の増など、現在の基本的な保育制度を後退させかねない重大な問題をはらんでおります。

こうした新制度に基づく条例の廃止であり、賛成することはせきません。議員各位の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、議案第10号大刀洗町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第15. 議案第12号 久留米市外三市町高等学校組合規約の変更について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第12号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号久留米市外三市町高等学校組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第16. 議案第13号 訴えの提起について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第13号訴えの提起についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号訴えの提起についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

○議長（長野 正明） 平成27年度予算案については、所管の予算特別委員会委員長からお手元に配付のとおり審査報告書の提出がありました。

予算案につきましては、予算特別委員会において詳細な質疑をいただいておりますので、委員会報告と質疑を省略いたします。

#### 日程第17、議案第18号 平成27年度大刀洗町一般会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） たびたび済みません。4番、平山です。私は、本予算案に反対の立場から討論を行います。

委員会でも述べてまいりましたとおり、私もほとんどの項目には賛成でございますが、一括採決の制度でございますので、反対の立場から討論をさせていただきます。

今、3月の補正からずっと2次補正ということで、地方創生なる補助金がおりにきていますのでございますが、今こそ、住民生活の足場を固める政治が求められているのではないのでしょうか。

町として、住民を守る立場で、国や県にもきちっと効果のある事業申請を行っていただきたいと切に願うものであります。

予算の中で評価できるものは、保育園への障がい児保育事業の補助金975万円、あるいは就学援助への引き続きの充実、クラブ会費、PTA会費、生徒会費等の予算の拡充が言えます。また、給食費の補助約1,400万円等の引き続きの予算化は大変喜ばしいものであらうと思えます。

一方で、充実が必要なものといたしましては、国保への2,000万円の繰り出しは絶対的不足ではないのでしょうか、県内有数の高い税額で剰余金が1億3,000万円発生しております。剰余金や、せめて全国平均並みの法定外繰り入れを行い、国保の負担軽減を行うべきであります。

次に、住宅リフォーム制度は大きな効果が起きています。減額には反対であります。制度のPR等、十分な予算措置を求めるものであります。

人件費につきまして、町職員はたび重なる人員の削減で、部署によっては残業が蔓延し、健康悪化や業務が消費できないといった事態が散見されます。住民の福祉向上のためにも、職員増、非正規職員の待遇改善を求めるものであります。

賛成できない項目につきましては、まずシンガポール事務所負担金ほか関連旅費であります。不要不急の事業であり見直しが必要であります。

また、保育料の保護者負担の引き上げが3,900万円ほど予算化されております。近隣自治

体では、大川市をはじめ、むしろさらなる負担軽減に足を踏み出しているところであります。住民への影響額も多大であり、縮小幅の変更も含めて再考を求めるものであります。

また、給食の民間委託関連費用やPFI定住促進住宅建設資金についても、引き続き賛成できないものであります。

最後に、解放会館運営費補助40万6,000円は、特定の団体に補助金を投げ渡すもので、問題の解決に逆行するものとして断固反対いたします。

国の言うばらまきの地方創生ではなく、住民福祉に密着した地方振興を期待して、関連する特別会計も含め、反対の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。反対の立場で討論がございましたので、賛成討論の議員はおられませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番の安丸です。私は、本案に賛成の立場で申し上げます。

将来的に安定した財政基盤を確立するためには、交付金に頼らない財政基盤づくりが大変重要になってくるかとも考えます。

国の財政も相変わらず厳しい状況の中であります。そういう中で、大刀洗町の自主財源比率は31.2%であります。その大部分を国の交付税等に依存しているという状況にあります。

そういった中で、今後は自主財源比率をアップする手立てが必要になってくると考えます。そんな中に、給食費の1,000円の補助をはじめ、教育環境の充実、人口減対策としての定住促進住宅、PFIを活用した新たな手法での取り組みが進められております。

さらには、これまで各センターでの健康体操であったわけですが、これを拡大して、各行政区への新たな取り組みも展開されております。

高騰する医療費削減に向けた取り組み、厳しい財政の中にも、最大限の住民福祉の向上に取り組まれており、これからも、さらに少ない予算の中で最大限の住民サービスに努めていただきたいと思いますということを申し添えて賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで討論を終わります。

これから、議案第18号平成27年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第18. 議案第19号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第18、議案第19号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第19. 議案第20号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第19、議案第20号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第20. 議案第21号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算について

○議長（長野 正明） 日程第20、議案第21号平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕



○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 2 1. 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度大刀洗町土地取得特別会計予算について**

○議長（長野 正明） 日程第 2 1、議案第 2 2 号平成 2 7 年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 2 号平成 2 7 年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 1 1 名中起立 1 1 名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 2 2. 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について**

○議長（長野 正明） 日程第 2 2、議案第 2 3 号平成 2 7 年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 3 号平成 2 7 年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 1 1 名中起立 1 1 名]

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第 2 3. 同意第 5 号 大刀洗町副町長の選任について**

○議長（長野 正明） 日程第 2 3、同意第 5 号大刀洗町副町長の選任についてを議題といたします。

まず、議案の朗読をお願いします。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....  
同意第 5 号 大刀洗町副町長の選任について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おはようございます。総務課の山本でございます。

それでは、私のほうから同意第5号大刀洗町副町長の選任について、提案理由並びに説明を申し上げます。

先ほど朗読がございましたように、現在の佐藤副町長のほうが本年の3月31日付で退任となりますので、後任の副町長の選任をお願いするものでございます。

今回の議案提案が若干おくれました理由について、若干説明させていただきたいと思います。

地方創生に積極的に取り組む市町村に対しまして、意欲と能力のある国家公務員や大学の研究者、それから民間人材を首長の補佐役として派遣し、地方に応じた処方箋づくりを支援する地方創生人材派遣制度が、昨年成立をいたしまして、本日、国のほうが8時50分をめぐり、平成27年における派遣町村及び派遣者の公表がされておると思います。それまでちょっと人事案件として上げることができませんでしたので、本日、人事案件として提案させていただいた次第でございます。

それでは、内容のほうを説明させていただきたいと思います。

先ほど朗読がありましたようにここに記載しておりますとおり、住所のほうが東京都目黒区上目黒2丁目49番10号にお住まいで、お名前が岡田暁人、お生まれは昭和58年2月で、現在32歳でございます。

裏面のほうに履歴書載せております。こちらをごらんいただきたいと思います。最終学歴でございますけれども、平成18年3月に記載しているとおりの大学を卒業されまして、平成18年4月に総務省の自治財政局財務調査課のほうに就任されまして、その後すぐ4カ月ほどたった後ですけど、8月から熊本県の総務部財政課のほうに1年8カ月ほど派遣されて本庁のほうに戻られてあります。

それから、その後、23年の4月に、再度地方のほう、富山県の高岡市の経営企画次長として派遣されて、その後、部長のほうに昇任されまして、26年4月に国のほうに戻られております。

今回、こういう形で、国のほうから副町長として就任いただくわけでございますけれども、今現在、地方創生という形でいろいろと、町のほうが地方版の戦略を立てるということで、地方のほうにも4年8カ月ほど赴任されてありますので、そういう面で、今回つくる地方版総合戦略については、お力いただけるかというふうに考えております。

副町長の職務としましては、町長を補佐する、それから、町長の命を受けて政策及び企画をつかさどるという形、それから、職員が行う事務の監督を行うと規定されております。

いろいろ御尽力をいただけるというふうに考えております。御審議の上、御同意のほうお願いをいたします。

なお、承認いただいた後の任期についてでございますけれども、平成27年4月1日から、一応最長で4年間でございます。よろしくお願いたします。すみません、任期のほうは2年でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 副町長については、前回も私申し上げたかと思うんですが、本来ですと副町長は町長の右腕となられる方ですので、町内にお住まいの町内の事情にも精通した方がよろしいかと思うんですが、今の佐藤副町長、それから前の中山副町長と、2回続けて県のほうからの副町長でした。

多分メリットがあるんだと思うんですが、県とか国から招聘される大きな理由は何でしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今回の国からの派遣要請については、先ほど課長が説明したとおりでありまして、地方版の総合戦略をつくる上で、いろいろと中央の情報を早く知りたい、そして立派なものをつくりたい、そういう気持ちで要請したところであります。

今までの2人については、評価は、私がするよりも、皆さんが評価してもらうほうが正しいんじゃないかと思うんですけれども、来ていただいて大刀洗町のためには大変よかったと、私はそのように思っております。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） こちらに人選権はないわけですよ。総務省からこの岡田さんを大刀洗町に副町長として派遣するというので、町長はお会いになってますでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お会いしました。

○議長（長野 正明） ほかに。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、全員協議会室に御集合ください。

休憩 午前10時08分

.....

再開 午前10時40分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き質疑を再開いたします。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 私、佐藤副町長、大好きですので、あえて副町長を前にして申し上げますが、中山副町長、佐藤副町長、赴任していただいて頑張ってくださいました。

多分、県庁のほうから招聘されるということは、県庁とのパイプ役ということなのかなと思っておりますけれども、余りパイプ役としてののはなかったのかなと感じております。

それで、先ほど町長が、今度の岡田さんと呼ぶに当たって情報を早く入手したいということでしたが、今もう情報社会でいろんな情報とれますし、どれくらいこの岡田さんて方が、一番懸念するのはやっぱり経験年数なんです。佐藤副町長、中山副町長も40歳ぐらいで十何年の実務経験がございました。ですけど、今度の方は8年ぐらいですか、8年の実務経験の中で、言えば町長に苦言も進言しなくちゃいけないのかなってというのが、親子ほどの年齢差の中で、そういう仕事が務まられるのかなってことを懸念いたしますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 確かにまだ若いですがけれども、富山県の高岡市でも2年ぐらい経験してるし、部長として。次長から部長になってますし。十分対応できるだろうと、私はそのように思っています。

それから、先日東京でお会いしましたが、なかなか立派ですし、そういう心配はしてもらわなくても結構だと思います。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 安丸です。先ほどの総務課長の説明の中で、副町長の任期が2年ということで説明があったかと思えますけども、副町長の任期は何年なんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） すみません、任期のほうはあくまで4年でございます。ただし、派遣期間が原則2年ということになってますので、先ほど申しました任期は4年で、派遣期間が2年ということで訂正させていただきたいと思えます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。4番、平山賢治議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。私は、本案に不同意の立場から討論をさせていただきます。

実は、これまで副町長の人事案件については退席をしておりました。賛成もしないけど反対までもいかないという立場でおったわけでございます。

しかし、今回、国のほうからこういう派遣がされるということで少し考えてみましたが、先ほど花等議員指摘の懸念も生ずるわけでございます。

また、地方分権が言われている中で、こうした国からの派遣を全国的に受け入れる、制度とし

て拡充するという事は、むしろ中央集権の強化、政府による地方コントロールの強化につながるのではないかという懸念も拭えません。

また、後ほど出てくるようでございますが、旅費、住宅等使用料の負担も生じるわけでございます。

したがって、本案につきましては、同意第5号及び関連条例、予算案について賛成しかねるものでございます。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） それでは、これで討論を終わります。

これから、同意第5号大刀洗町副町長の選任についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本件はこれに同意することに決定しました。

日程第24. 議案第24号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第24、議案第24号大刀洗町特別職の職員での常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議題を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....  
議案第24号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第24号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由、内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、先ほど承認いただきましたように、27年の4月1日付で新たに副町長を選任するに当たりまして、赴任に伴う旅費を支給する必要がありましたので、今回条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、2ページのほうをお願いいたします。

左側のほうが今回新たに追加として改めるものでございまして、旅費の第6条の第2項を新たに新設をさせていただきます。ここに記載しておりますように、人事交流等によりまして、国家公務員、それからほかの地方公共団体の職員が、引き続いて特別職の職員になった者で、その採用に当たりまして、住所とか住居を移転するのが相当であると認める場合について、前項の規定に定めるもののほか、国家公務員等の旅費に関する法律に基づきまして、赴任のための必要な旅費を支給する旨を追加するものでございます。

それから、別表第2の下にあります第6条関係でございまして。右側のほうに、鉄道及び船賃という形で記載しておりましたけども、これについては、今回、実費という形で改めさせていただきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） この条例の中で、赴任のために必要な旅費を支給する、この赴任のために必要な旅費っていうものの算出は、基本になるものはどこからきてるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 御質問にお答えいたしますけれども、途中の下から2行目ほどに、国家公務員等の旅費に関する法律がございまして、この規定に基づきまして算出をいたしてございまして、基本的には、こちらに来るための航空運賃とか、あるいは引越しの費用、そういうのをこの基準に基づいて算出をしているところでございます。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立10名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第25. 議案第25号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（長野 正明） 日程第25、議案第25号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第

7号) についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....  
議案第25号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号) について  
.....

○議長(長野 正明) 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長(山本 浩) それでは、議案第25号の提案理由、内容の説明を申し上げます。

議案第25号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号)でございます。

提案理由は、先ほど朗読がありましたように、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億8,603万4,000円とするものでございます。

内容の説明をさせていただきます。7ページのほうをめぐっていただけたらと思います。

まず、歳出のほうから説明させていただきます。

今回の主な補正の内容ですけれども、先ほど新しい副町長の同意をいただきました。それに伴う費用として、今回予算を上程させていただいたところでございます。

2款1項1目の一般管理費といたしまして113万5,000円を追加するものでございます。一つが9節の旅費でございます27万5,000円です。赴任に伴う旅費として、これは先ほど申しましたように、国家公務員の旅費の基準に基づいて算定したものでございます。

それから、14節の使用料及び賃借料として、86万円を計上しておりまして、これは住宅の賃借料等でございます。

内容について説明申し上げます。

まず、官舎を町のほうが持っておりませんので、民間のアパートのほうを町が契約をするものでございまして、それに伴う費用といたしまして、更新料等2万1,000円、それから礼金、敷金等が15万円、それと鍵、カードキーが1万800円と、あと不動産会社との仲介手数料が5万2,900円、これが初期投資となります。

それと、あと、定額でございますけれども、毎月の賃料といたしまして4万8,000円、それから駐車料等が4,320円という形で、これにつきましては、今回、3月20日、予算が通った後の提供といたしたいと思っておりますので、日割り計算で3月分、それから賃料については前払いという形になりますので、4月分を今回あわせて払いますので、来年の4月分までの13カ月等の家賃として計上させていただいているところでございます。

それから、先ほど繰越明許費がありましたので、翌年度部分については繰り越して使用するこ

とになりますので、3ページのほうに、第2表繰越明許費を記載をさせていただいておまして、5月分の家賃を4月に払うことになるとお思いますので、翌年度4月までの繰り越し費用と、それと赴任の旅費分と合わせて89万7,000円を繰り越すものでございます。

歳入につきましては、6ページのほうに記載をいたしておりますけれども、18款1項1目の繰越金113万5,000円を充てさせていただいているところでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 7ページの先ほどの説明の中で質問をさせていただきます。

官舎がないので民間のアパートを町が借りるということだったんですが、一般的に官舎というものに入った場合は、自己負担というのは一切ないんでしょうか。普通の会社だったら、社宅とか、自己負担が幾らかあってと思うんですが、今の説明だったら、全額町が負担するというような感じで聞きましたが、自己負担等についての説明をお願いします。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 林議員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、国等から招聘する特別職員の住宅対応に関する規則とか規定を設けさせていただきたいというふうに考えております。

基本的には、国家公務員の宿舍法という国の法律等がございますので、これに準じて、等分の費用は負担していただくことになるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 非常に曖昧な答弁だったんですが、当分の間というのはいつまでのことを言ってらっしゃるんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 当分の間というか、負担に準じた費用を負担いただくということで、期間については、町が用意したアパートに入ってある期間ということになるかと思っております。

中身について説明は要りますかね。

○議長（長野 正明） 6番、林議員。

○議員（6番 林 威範） 最初は町が払っていて、後々返していただくということなんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） これにつきましては、先ほど申した国家公務員の宿舍法、それから国家公務員等の宿舍法施行令とかがありまして、基本的には国の官舎がそれぞれ4級とその他の地域というふうに分かれておまして、1平米当たり、その他で言えば351円とかの規定がありまして、それに今回使用していただくアパートの床面積を掛けた金額を、一応ひと月当たりの負



担という形で規則を策定していく形で、本人さんからいただくような感じになるかというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今の答弁からしますと、実際、実質家賃はもう少し高いってことですか。今家賃が4万8,000円ということでしたけど、本当はもっと高くて、その差額分は自己負担ということでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 特別職につきましては、手当が出ませんので、住居手当とかを出すことができませんので、町のほうが用意した官舎に住んでいただいて、国の基準と言いましたのは、先ほど申しましたように、例えば351円という金額が、国の基準に定められた地域であれば、それに床面積を掛けます、大体50平米であれば50平米、351円に50平米掛けますと1万7,750円という金額になりますので、それに見合う分を積算して、いただくという形になりますので。

大刀洗町がどの基準になるか、まだそこまで確かめておりませんが、それぞれ級によって金額が違いますので、級に応じた1平米当たりの金額、それと住んでいただくアパートの床面積を掛けた分が一応負担金額になるかというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今の家賃の関係で確認なんですけども、要は、町としては、この分補正で出してる金額を、一時出すと、立て替え払いと言ったら表現が正しいかわかりませんが、アパートの家主さんに払って、要は入居される副町長からは、床面積に見合った家賃としていただきますという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おっしゃるとおりだというふうに考えております。

○議長（長野 正明） よろしいですか、8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 国家公務員の宿舍法でこういうのがあるっていう説明でしたけど、この方特別職ですよ、特別職の人についてもそれが適用される。

一般職でしたら、給料も違いますし、特別職は特別職の金額があった上で、それで宿舍を用意しなくちゃいけない、というのが国家公務員の宿舍法になっているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの質問にお答えしますが、国家公務員の宿舍法については、それぞれ職員の級ごとに、詳しくはまだ見ておりませんが、規定されておまして、その中に応じて、特別職とかそういうのは国のほうにはありませんので、それに基づいて一般職とかい

うふうに規定はされてありますけれども、今回赴任していただく方については、町の特別職という形になりますので、特別職という形で、一応規則のほうをつくっていきたいというふうを考えております。

基本的には、普通の職員でしたら住居手当とか出ますけど、特別職は通勤手当、そういうのが出ませんので、先ほどの家賃のほうは4万8,000円ほど発生しますけれども、ただ国の基準に基づけば、2万円前後の金額になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 一つ伺いますけど、先ほど賃借料の中に車庫代が入ってましたね。彼は車か何か持ってくるんでしょうか、それとも電車で通勤するんでしょうか、どういうふうになってますか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 車を持ってこられるかどうかちょっとわかりませんが、一応アパートの中には駐車場料金も一応ありますので、もし車等で使用されるのであれば、それも多分負担していただく形になるかというふうに思っています。

もし使われない場合については、それはもう本人負担は発生しないかというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 赴任旅費は、先ほど条例のところで定められましたが、この住宅賃借料というのは、さっき総務課長、規則というふうにおっしゃいましたが、規則で定めた上で出されるってということですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 今のところ規則で定めさせていただくというふうを考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 条例で定めなくちゃいけないのと、規則でもいいっていう、そこら辺の考え方は、どういうことで条例化するのか、規則の中で十分なのかっていうところが、ちょっと釈然としないんですけれども、そこを説明願います。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） これにつきましては、上位法というか、国家公務員宿舎法という規定がございますので、特段安くとか割引で負担を求めるものではございませんので、あくまで国の基準に基づいていただくという形で、条例とか、罰則とか、そういう重いものじゃないんで、規則でも定めてる市町村もありますので、規則でも上位法のほうが優先しますので、そこは担保さ

れるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにごいませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立9名]

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本人負担は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第26、発議第1号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第26、発議第1号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出委員長の趣旨説明を求めます。議会運営委員会、平田一成委員長。

○議会運営委員長（平田 一成） 議会運営委員長の平田一成でございます。発議第1号について説明をいたします。

議会初日、子ども課長から説明がありましたように、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする関係法律が改正されたことから、大刀洗町議会委員会条例第9条（出席説明の要求）に規定しております「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」へ改めるものでございます。

附則としまして、施行期日は平成27年4月1日からになりますが、経過措置を設けております。

現任の教育長の教育委員としての任期中は、従前の例により任期満了まで在職することになり、それ以降の任命は新教育長として適用されます。

以上で説明を終わります。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

----- . ----- . -----

**日程第27. 発議第2号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について**

○議長（長野 正明） 日程第27、発議第2号大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題といたします。

提出委員長の趣旨説明を求めます。議会改革特別委員会、山内剛委員長。

○議会改革特別委員長（山内 剛） 議会改革特別委員会委員長の山内でございます。

私は、先ほど議長から申されましたように、大刀洗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを提案並びに説明を行わせていただきます。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

〔議会改革特別委員長朗読〕

.....

発議第2号 大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

.....

○議会改革特別委員長（山内 剛） つけ加えてちょっと申し添えますけども、きょうの発議は大きくは3件ございまして、まず、本日に提案するのが1件と、それと、26年12月1日に、もうこれは施行というようなことで、今やっております分が1件と、それと、24年の12月の21日、ちょっと3年ぐらい前なんですけども、これが1件を、おくれらせながら一括して、きょうは御承認をお願いしたいと思っておるわけでございます。

それで、はぐっていただきまして、議会規則第、この分が26年の12月の1日に、これが漏れておった部分です。昭和62年大刀洗町議会会議規則第1号の一部を次のように改正する、87条後段中、「3人」を「2人」に改めるということでございます。

それから、14条の見出しを、括弧なんですけど、これが抜けておりましたから、全員協議会に改めるというようなことでやらせていただいております。

この規則につきましては、公布の日から施行するということにしております。

それから、裏をはぐっていただきまして3ページでございますけれども、3ページに新旧表をつけておりますけども、まず87条が、旧のほうが「3名」でございましたけども、新しいほうで「2名」にしましたと、それと、17章の全員協議会のところでございますけども、これが見

出しがちょっと抜けとったわけでございます。それを括弧して全員協議会とさせていただきます。これが、きょうまさしく提案をさせていただくものでございます。

それから、はぐっていただきまして4ページでございます。これが議会規則第1号で、昨年12月の1日に、これはもう施行というようなことで、私たちは進んでおりましたけども、後にまた出てきますけど、要するに議会の議決が必要ないという判断でちょっと失念がございましたもんですから、おくれませながらちょっと提案と一緒にさせていただきますよわけでございます。

大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則、この分は議会の活性化のために、昨年4月頃から皆さんとともどもにずっと改正をやってきた分がこの部分です。これ読み上げるとあれなんですけども、一応見ていただきたいと思います。

5ページから、その文言等の変ったやつをずっと記載させていただいております。

新しく入ってきましたのが、105条の情報通信機器というようなことでございます。そういうやつ、いろいろ挿入したり削除したりしておりますもんですから、条文が非常に入れかわったりずれたりしているところを整理しているわけでございます。

はぐっていただきますと、6ページでございます。これは附則です。この規則は、もう私たちは、26年12月1日から施行をさせていただいております。

その次が、7ページですけれども、議会規則第1号ですけれども、これが24年の12月の21日に、もうこれ施行をしておるわけです。これは、地方自治法の一部改正が、一部改正といましても、中読んで見ますと、かなりと申し上げていいかと思えますけど、変わっておりますから、それに倣いましてうちのほうの会議規則を変えておるわけでございます。

このときに、全員協議会なんかも、以前は、協議会はしておりましたけども会議規則にありませんでしたから、こういうふうに入れてきておるわけなんです。公聴会とか、次の公述人決定とか、公述人の発言とか、いろいろ参考人、これらが新たに改正によりまして入ってきたわけでございます。

ちなみにこの全員協議会ちゅうのは、法的には何も規制はないわけでございます。ただ、皆さんで協議をするときにやりますちゅうようなことを、改めて会議規則に盛り込んだわけでございます。

それで、附則でございますけれども、この附則は、公布の日から施行すると。ただし、73条というのがございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行することになっております。

73条と申しますのは、これは委員会が地方自治法の改正で変わって、109条の2ちゅうのが、後でごらんになればわかると思います、削除になりまして中身が変わってきたわけなんです。

だから、その関係で、附則で公布の日から6カ月以内を超えない範囲内で施行しますちゅうこ

とですから、うちのほうは、24年の12月1日に施行しておるわけで、ちなみに、公布日は24年9月の5日でございます。

以上、この大きく3件を一括して御承認をお願いするわけでございます。議員各位の皆さんの同意をよろしくお願ひしたいと思ひます。これで説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号大刀洗町議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願ひます。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第28. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会、議会報発行特別委員会）**

○議長（長野 正明） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会運営委員会、議会報発行特別委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（長野 正明） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第22回大刀洗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 3月20日

議 長 長野 正明

署名議員 平山 賢治

署名議員 山田 英敏

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 3月20日

議 長

署名議員

署名議員